○国土交通省告示第六百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑中川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県宇城市小川町東海東の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°35′13.4338″	130°45′42.2247″
2	32°35′13.4184″	130°45′42.4563″
3	32°35′13.0292″	130°45′43.1232″
4	32°35′12.3422″	130°45′43.8563″
5	32°35′11.9835″	130°45′45.4854″
6	32°35′11.0690″	130°45′46.3696″
7	32°35′10.5735″	130°45′46.4285″
8	32°35′10.2477″	130°45′46.7819″
9	32°35′10.5265″	130°45′47.2941″
10	32°35′10.0184″	130°45′48.3356″
11	32°35′10.4791″	130°45′49.3242″
12	32°35′09.7019″	130°45′51.8883″
13	32°35′08.4419″	130°45′53.9328″
14	32°35′08.0617″	130°45′54.3018″
15	32°35′07.9594″	130°45′54.2040″
16	32°35′08.4844″	130°45′52.2289″
17	32°35′07.8688″	130°45′50.8831″
18	32°35′07.8039″	130°45′50.4226″
19	32°35′07.5526″	130°45′50.2235″
20	32°35′04.2780″	130°45′52.3116″
21	32°35′04.1223″	130°45′52.1099″
22	32°35′06.7530″	130°45′49.3712″
23	32°35′07.0025″	130°45′48.2684″
24	32°35′06.5756″	130°45′47.2300″
25	32°35′07.0368″	130°45′46.4940″
26	32°35′07.7373″	130°45′45.9731″
27	32°35′08.7781″	130°45′46.0237″
28	32°35′09.3729″	130°45′47.0011″
29	32°35′10.0732″	130°45′45.7155″
30	32°35′11.1781″	130°45′45.8317″
31	32°35′11.6122″	130°45′45.2835″
32	32°35′11.8274″	130°45′44.2559″
33	32°35′12.1391″	130°45′43.4406″
34	32°35′13.0539″	130°45′42.7169″
35	32°35′13.2703″	130°45′42.2561″
36	32°35′13.2664″	130°45′42.1085″

○関東地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十五号　東京都港区三田三丁目一〇一番一から同区三田三丁目二〇一番一まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二日

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県日高郡由良町大字畑字惣岸二〇四番一から同町大字畑字惣岸二一〇番一まで	前	一一・四メートル～一五・六メートル　一〇〇・〇キロメートル
	後	一二・一メートル～一六・三メートル　〇・〇四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　和歌山県日高郡由良町大字畑字惣岸二〇四番一から同町大字畑字惣岸二一〇番一まで　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二日

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

五月二十九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月二十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月二十九日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件